大規模小売店舗立地法(以下「法」という。) 附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境 の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、 この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成21年9月14日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 石田浩二

東京都港区新橋三丁目9番4号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルペン京都南インター店

京都市伏見区中島中道町3番地

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗におい	開店時刻 10時	開店時刻 9時
て小売業を行う者の開	閉店時刻 20時	閉店時刻 21時45分
店時刻及び閉店時刻		

来客が駐車場を利用す	9時45分から20時1	8時45分から22時ま
ることができる時間帯	5分まで	で

(3) 変更年月日

平成21年10月5日

3 届出年月日

平成21年8月31日

4 縦覧場所,期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2)期間

平成21年9月14日(月)から平成22年1月14日(木)まで(日曜日, 土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平成21年12月29 日から平成22年1月3日までを除く。を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成22年1月14日(木)

(産業観光局商工部商業振興課)